

各 位

上場会社 古野電気株式会社 代表 者 代表取締役社長執行役員兼 CEO 古野幸男 (コード番号 6814 東証プライム) 問合せ先 上席執行役員人事総務部長 大矢智資 (TEL: 0798-63-1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第71回定時 株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を 定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する ための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし規定の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日 (木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年5月26日 (木曜日)

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	< 削除 >
総会参考書類、事業報告、計算書類および連結	
計算書類に記載または表示すべき事項に係る情	
報を、法務省令に定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で開示することができ	
<u> 3.</u>	

< 新設 >

< 新設 >

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。

(附則)

- 1. 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の 削除および変更案第 15 条 (電子提供措置 等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末 日までの日を株主総会の日とする株主総会 については、変更前定款第 15 条はなお効 力を有する。
- 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の 株主総会の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日後にこれを削除する。

以上